

クライシス・マネジメント規程

第1条（本規程について）

- 1 一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）は、リスクマネジメント規程第7条に基づき、リスク発覚時における社員及び役職員の対応について、本規程に定める。
- 2 本規程におけるリスクの定義は、リスクマネジメント規程に定めるところによる。

第2条（リスク発覚の端緒）

代表理事は、リスク発覚にかかる以下の端緒に応じ、適切に対応できるように体制を整備するものとする。

- ① 職員からの相談
- ② 内部通報
- ③ 監査
- ④ 外部からの通報・報道（自然災害）
- ⑤ その他

第3条（職員からの相談）

1 職員からの相談によりリスクが発覚した場合、理事の職務分掌規程を踏まえ、担当理事が当該リスクについて対応し、理事会への報告をするか否かは担当理事の判断によるものとする。

2 前項にかかわらず、以下に掲げる事象（以下「緊急事態」という。）については、担当理事は、直ちに理事会に報告するものとする。ただし、理事に関係者がいる場合には、当該関係者以外の理事に報告するものとする。

- ① 個人情報の目的外使用・漏えい
- ② セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント
- ③ 重大な法令違反（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律への違反も含む）
- ④ 不正経理
- ⑤ 利益相反
- ⑥ 上記各号のほか、この法人の支援先又はこの法人の支援者その他の利害関係者に対し、物理的、経済的、精神的もしくは信用上の損害又は不利益を生じさせ、又は生じさせる可能性のあることが明らかな場合

第4条（内部通報による発覚）

内部通報があった場合の対応については、別途内部通報規程にて定めるものとする。

第5条（監査による発覚）

- 1 監事による監査により以下のリスクが発覚した場合、監事は、そのリスクの内容に応じ、以下各号に規定する対応をとらなければならない。
 - ① 理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき 遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
 - ② 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとき その調査の結果を社員総会に報告すること
 - ③ ①又は②以外のリスク 理事会に出席し、意見を述べること
- 2 監事は、以下の各号に定める場合、以下の各号に定める職務を行うことができる。
 - ① 理事会の招集を請求し、さらに、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合 理事会を招集すること
 - ② 理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき 当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること

第6条（外部からの通報及び広報）

外部からの通報及び外部での報道により発覚した場合には、理事の職務分掌規程を踏まえ、担当理事が当該リスクについて対応し、理事会に報告する。ただし、理事に関係者がいる場合には、当該関係者以外の理事が協議の上、担当理事を決めるものとする。

第7条（対応の報告）

- 1 担当理事は、当該事象への対応に関して、適宜理事会に報告し、意見を求めるものとする。
- 2 担当理事は、当該事象への対応が完了した場合には、その対応の経過及び結果について理事会に報告しなければならない。

第8条（緊急事態の発生時における対応の基本方針）

- 1 リスクの発生時においては、担当理事は、次の各号に掲げる基本方針（遵守すべき法令がある場合には当該法令）に従って対応する。
 - ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ② まず被害状況及び事実確認を行う。
 - ③ ②に基づき被害の拡大を防止する。
 - ④ 関係者の処分及び再発防止策を検討及び実施する。
 - ⑤ 法令及び契約に基づき所轄庁その他関係者に対して報告し、必要に応じて公表する。
- 2 担当理事は、当該事態への対応に関して、適宜理事会に報告し、意見を求めるものとする。
- 3 担当理事は、当該事態への対応が完了した場合には、その対応の経過及び結果について理事会に報告しなければならない。

第9条（規程の改廃）

この規定の改廃は理事会の決議による。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、代表理事の判断により修正することができるものとする。